

改正

平成30年10月23日告示第73号

淡路島定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 淡路島定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に関して、関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、淡路島定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、おおむね15人程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、洲本市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 淡路島定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、洲本市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年を超えない範囲内で洲本市長が定める。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 4 委員は、委員本人の出席が困難な場合は、事前に届出を行った上で、協議事項について十分な見識を有するものに代理出席させることができる。
- 5 懇談会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画情報部企画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(会議の招集)

- 3 この告示の施行後、初めて開かれる会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、洲本市長が招集する。

附 則 (平成30年10月23日告示第73号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に委嘱のあった委員の任期については、なお従前の例による。